

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四 十三 省 略

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第七十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第七十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四 十 省 略

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

(航空機燃料税法の一部改正)

第七十九条 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正す

(定義)

第二条 同 上

一 同 上

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四 十三 同 上

(定義)

第二条 同 上

一・二 同 上

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四 十 同 上

る。

(非課税)

第八条 省 略

2 揮発油税及び地方揮発油税が課された又は課されるべきことが政令で定めるところにより明らかにされている航空機燃料料には、航空機燃料料税を課さない。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第八十条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省 略	省 略	省 略	省 略
災害被害者に 対する租税の 減免、徴収猶 予等に関する 法律(昭和二 十二年法律第 百七十五号)	第七条第一項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第二項	第十六条第一 項若しくは第 五項	第十六条第一項若しくは 第五項、一般会計におけ る債務の承継等に伴い必 要な財源の確保に係る特 別措置に関する法律(第 四項において「特別措置 法」という。)(第十一条 第一項(たばこ税法第十 六条第一項又は第五項の 規定に係る部分に限る。

(非課税)

第八条 同 上

2 揮発油税及び地方道路税が課された又は課されるべきことが政令で定めるところにより明らかにされている航空機燃料料には、航空機燃料料税を課さない。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 同 上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同 上	同 上	同 上	同 上
災害被害者に 対する租税の 減免、徴収猶 予等に関する 法律(昭和二 十二年法律第 百七十五号)	第七条第一項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第二項	第十六条第一 項若しくは第 五項	第十六条第一項若しくは 第五項、一般会計におけ る債務の承継等に伴い必 要な財源の確保に係る特 別措置に関する法律(第 四項において「特別措置 法」という。)(第十一条 第一項(たばこ税法第十 六条第一項又は第五項の 規定に係る部分に限る。

2 省 略

省 略				
省 略	第七条第三項			
省 略	第七条第四項	地方揮発油税 これらの税目 税又はたばこ税及びたばこ特別税	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税	1
省 略	地方揮発油税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項		

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律

2 同 上

同 上				
同 上	第七条第三項			
同 上	第七条第四項	地方道路税 これらの税目 揮発油税及び地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税	1
同 上	地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税に係るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項		

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律

第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

(揮発油税法及び地方揮発油税法の特例)

第十条 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて製造場から移出する揮発油税法に規定する揮発油で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

一・二 省略

2 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその揮発油税及び地方揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したものについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一条 第七条及び第十条から前条までの規定により消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭は、第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十条の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受け(これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む。次項において同じ。)をしてはならない。ただし、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十条の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭についての第七条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項又は前条第一項の規定による免除に係る消費税額、揮発油税

第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

(揮発油税法及び地方道路税法の特例)

第十条 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて製造場から移出する揮発油税法に規定する揮発油で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、揮発油税及び地方道路税を免除する。

一・二 同上

2 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその揮発油税及び地方道路税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したものについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一条 第七条及び第十条から前条までの規定により消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭は、第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十条の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受け(これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む。次項において同じ。)をしてはならない。ただし、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が第七条第一項各号、第十条第一項各号、第十条の二第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長は、当該譲受けをした者(当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者)から当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭についての第七条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項又は前条第一項の規定による免除に係る消費税額、揮発油税

額及び地方揮発油税額、石油ガス税額又は石油石炭税額に相当する消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税を直ちに徴収する。この場合において、当該消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の納税地は、当該譲受けがあつた時（前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の所在地とする。

3・4 省 略

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項又は同法第十一条第二項の規定を適用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

額及び地方道路税額、石油ガス税額又は石油石炭税額に相当する消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税を直ちに徴収する。この場合において、当該消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の納税地は、当該譲受けがあつた時（前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の所在地とする。

3・4 同 上

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の特例を設けることを目的とする。

（国内消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「国内消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場（関税法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び国内消費税の免除を受けて輸出された物品で、前条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）、特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の特例を設けることを目的とする。

（国内消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「国内消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場（関税法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び国内消費税の免除を受けて輸出された物品で、前条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「協定」という。)を実施するため、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)及び地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)並びに石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

(関税等を徴収する場合)

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府(以下「政府」と総称する。)以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税(以下「関税等」という。)の免除を受けて資材、需品若しくは装備(以下「資材等」という。)を輸入し、又は製造場(石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。以下同じ。)若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの(以下「製品」という。)が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 省 略

2 省 略

(免税調達資材等の譲受の制限等)

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「協定」という。)を実施するため、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)及び地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)並びに石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の特例を設けることを目的とする。

(関税等を徴収する場合)

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府(以下「政府」と総称する。)以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油石炭税(以下「関税等」という。)を輸入し、又は製造場(石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。以下同じ。)若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取った場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの(以下「製品」という。)が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 同 上

2 同 上

(免税調達資材等の譲受の制限等)

第五条 省 略

2 省 略

3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。）とみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

4 前項の規定により揮発油税法及び地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法を適用する場合には、揮発油税法第三章、石油ガス税法第四章又は石油石炭税法第四章の規定にかかわらず、直ちに揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税を徴収する。

5・6 省 略

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二條第一項及び第五條第三項の規定を適用する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条 同 上

2 同 上

3 協定第六条の規定により揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとするときは、その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該製造場からの移出とみなし、その譲り受けようとする者をこれらの資材等の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とする。）とみなして、揮発油税法及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

4 前項の規定により揮発油税法及び地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法を適用する場合には、揮発油税法第三章、石油ガス税法第四章又は石油石炭税法第四章の規定にかかわらず、直ちに揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税を徴収する。

5・6 同 上

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)、塩事業法(平成八年法律第三十九号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七條第一項第一号、第十條第一項第一号、第十條の二第一項第一号又は第十條の三第一項第一号(軍用品についての消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除)の規定により消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十條第二項、第十條の二第二項又は第十條の三第二項(証明がない場合の揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の

(目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)、塩事業法(平成八年法律第三十九号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の特例を設けることを目的とする。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、消費税法、印紙税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又は石油石炭税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七條第一項第一号、第十條第一項第一号、第十條の二第一項第一号又は第十條の三第一項第一号(軍用品についての消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除)の規定により消費税、揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十條第二項、第十條の二第二項又は第十條の三第二項(証明がない場合の揮発油税及び地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税の徴収)

徴収）及び同法第十一条（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法、石油石炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の規定を準用する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第八十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第一条 この法律は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十

及び同法第十一条（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、石油石炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の規定を準用する。

（趣旨）

第一条 この法律は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十

八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)又は石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)その他の内国消費税に関する法律(以下「消費税法等」という。及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定において定めるもののほか、輸入する物品に対する内国消費税の確定、納付、徴収及び免除等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「内国消費税」とは、消費税法等の規定により課される消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税をいう。
- 二 七 省 略

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方道路税を納付して輸入された揮発油に対する地方道路税の還付については、なお従前の例による。

3 施行日前に前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第五項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法(明治四十四年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

(地方自治法の一部改正)

第九十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)、地方道路税法(昭和三十年法律第四号)、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)又は石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)その他の内国消費税に関する法律(以下「消費税法等」という。及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定において定めるもののほか、輸入する物品に対する内国消費税の確定、納付、徴収及び免除等について定めるものとする。

(定義)

第二条 同 上

- 一 「内国消費税」とは、消費税法等の規定により課される消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又は石油石炭税をいう。
- 二 七 同 上

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
省 略	省 略
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第三項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務 二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 同 上

法律	事務
同 上	同 上
同 上	一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第三項第十五号ハ及び第十六号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準 二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準

省 略	用する場合を含む。）の通知に関する事務
省 略	

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第九十二条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 省 略

2 7 省 略

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第九十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

（国内消費税等に関する特例）

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一・二 省 略

三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に

同 上	用する場合を含む。）の通知に関する事務
同 上	

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 四 同 上

2 7 同 上

（国内消費税等に関する特例）

第八十条 同 上

一・二 同 上

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に、

、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置

四六 省略

2 10 省略

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、揮発油税又は地方揮発油税をいう。以下この節（第八十五条及び第八十七条を除く。）において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品の製造者と、当該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

2 省略

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、揮発油税法第十条第一項又は地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）第七条第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積み込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ、提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する

沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四六 同上

2 10 同上

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、揮発油税又は地方道路税をいう。以下この節（第八十五条及び第八十七条を除く。）において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品の製造者と、当該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

2 同上

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、揮発油税法第十条第一項又は地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）第七条第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積み込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ、提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

る法律第八十条第一項の規定により地方道路税の軽減を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定により地方揮発油税の軽減を受けたものとみなして、同法第八十一条第一項の規定を適用する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第九十五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(源泉徴収所得税等)

第七十六条 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。)、及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。))並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(源泉徴収所得税等)

第二百四十二条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。))及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。))並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方道路税は、納期限の到来していない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)

第九十七条 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

(源泉徴収所得税等)

第七十六条 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。))及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。))並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(源泉徴収所得税等)

第二百四十二条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。))及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。))並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(源泉徴収所得税等)

第百二十九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方道路税は、納期限の到来していない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条の規定を適用する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

(歳入及び歳出)

第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 省 略

ロ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入

ハ・ニ 省 略

二 省 略

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律（次項において「新特会法」という。）の規定は、平成二十一年度分の予算から適用する。

2 新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、第四条の規定による改正前の地方道路税法の規定による地方道路税の収入は、交付税及び譲与税配付金特

(源泉徴収所得税等)

第百二十九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(歳入及び歳出)

第二十三条 同上

一 同上

イ 同上

ロ 地方道路税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入

ハ・ニ 同上

二 同上

別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とする。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、

各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。